



新潟大学
NIIGATA UNIVERSITY

成年後見制度の改正について

～消費者保護との両立に向けた課題を含めて

新潟大学法学部

上山 泰

本日のご報告の概要

- I. 法定後見制度の改正**
- II. 任意後見制度の改正**
- III. 社会福祉法改正との一体的改革**

1. 法定後見制度の改正

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度					
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている					
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					

見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止
対象者の能力	不十分			欠く常況		選択可
制度	補助					
	代理	取消し	取消しの特則			
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判			
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人			
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権			+ 意思表示の受領・保存行為

※出典：法制審議会民法（成年後見等関係）部会第32回会議資料（令和8年1月13日）

改正の基本目標①

☆**利用しやすい制度**（柔軟な仕組み）への転換

①**必要な時に必要な範囲で**使えるしくみ

👉 「**終わらない後見**」問題への対応

②**支援者を柔軟に交代**できるしくみ

👉 「**やめさせられない後見人**」問題への対応

改正の基本目標②

☆利用者への**過剰な制約**の削減

③障害者権利条約12条との整合性の確保など

👉 **包括的代理権・取消権**〔後見類型〕の廃止

👉 **オーダーメイド型**への転換

* 必要な時に必要な範囲でという利用者の要望との親和性

👉 **本人の同意**に基づく介入の原則化

新補助類型への一元化

☆ **必要性の原則**に基づく制度設計

① 新補助類型への一元化（3 類型の廃止）

👉 同意権・代理権の個別設定（＝現行補助）

👉 例外としての本人同意のない設定（⇔現行補助）

* 現後見・保佐類型の利用者の包摂の帰結

② 例外としての**特定補助**

👉 例外的なパッケージ型の保護

権限の個別設定①

同意権〔取消権〕

☆ 補助人の同意を要する旨の審判（案9条）

① 対象行為の限定性（案9条2項）

- 👉 現行の保佐・補助の枠組みと基本的に同一
- 👉 取消しの**具体的必要性**（不利益行為の蓋然性）

② 本人の同意に基づく付与の原則

- 👉 本人の請求 or 本人の同意
- 👉 **本人が意思を表示できない場合の例外**

権限の個別設定②

代理権

☆ 補助人に代理権を付与する旨の審判（案11条）

① 「特定の法律行為」に関する個別的付与

👉 現行補助と基本的に同一

👉 代理権行使の検討に関する**具体的必要性**

② 本人の同意に基づく付与の原則

👉 本人の請求 or 本人の同意

👉 **本人が意思を表示できない場合**の例外

特定補助①

☆特定補助人を付する旨の審判（案10条）

【要件】

①本人が**事理弁識能力を欠く常況**にあること

かつ

②家庭裁判所が**必要があると認める**とき

* 現行の**成年被後見人**よりも**対象が限定**されることに注意₁₀

特定補助②

☆効果⇒パッケージ型（画一的）保護

【パッケージ型**取消権**】（案10条2項・3項）

- ①**要同意行為**（案9条2項）**すべて**に関する**取消権**
- ②要同意行為に該当しない**特定の行為**に関する**取消権**
☞ 具体的必要性に応じて中間的行為に**個別的に拡張**

【パッケージ型**代理権**】（案10条5項）

- ①本人に対する**意思表示の受領**に関する代理権
- ②本人の財産に関する**保存行為**

3 類型から5つの利用パターンへ

補助開始の審判（案7条）

+

① 要同意事項の定め¹の審判（案9条）

② 代理権付与²の審判（案11条）

③ 要同意事項の定め¹の審判 + 代理権付与²の審判

④ 特定補助人を付する審判（案10条）

⑤ 特定補助人を付する審判 + 代理権付与²の審判

補助開始の審判の取消し（補助の終了）①

①判断能力の回復（案12条1項・3項）

👉 開始**原因**の消滅 = 事理弁識能力の不十分性からの回復

補助開始の審判の取消し（補助の終了）②

② 具体的必要性の消滅（終わらない後見問題への対応）

👉 家庭裁判所が「**必要がなくなると認めるとき**」

👉 同意権の全部または一部の取消し（案12条2項）

👉 代理権の全部または一部の取消し（案12条5項）

* 同意権・代理権がすべて取り消された場合は補助自体終了

👉 特定補助人の選任の審判の取消し（案12条4項）

☆ 年1回の**定期報告の法制化**による担保（案876条の21）

補助人の解任（柔軟な交代の実現）

☆解任事由の二類型化（案876条の5）

①補助人としての客観的適格性を欠く場合（1号・2号）

①a 不正な行為をしたとき

①b 著しい任務違反により職務継続が不相当なとき

👉 義務違反ベースの解任

② 本人の利益のために特に必要がある 場合（3号）

👉 欠格事由非該当（やめさせられない後見人問題への対応）

👉 円滑なチーム支援の担保・リレー方式の推進等

本人の意思（意向）の尊重の強化①

① 補助人選任の考慮事情

 「補助開始の審判を受けた者の意見」を考慮事情の先頭に配置

② 本人意思尊重義務の具体化と強化

① a 本人の心身の状態に応じて、本人に対し、補助人が行う事務に関する**情報の提供**をして、本人の話を聞くなどして、**本人の意向を把握**しなければならない。

① b ① a で把握した本人の意向を尊重しなければならない。

 **意思決定支援義務**の法制化としての意義を持ちうる

本人の意思（意向）の尊重の強化②

①指定請求権者（申立権者）の追加（案7条1項）

- 👉 「公正証書によって本人が指定した者」
- 👉 補助開始の審判、権限付与等の審判に対する申立権の付与
- 👉 任意後見も同様（任契案5条）

②補助人選任時の考慮要素の規定振りの修正

- 👉 「**本人の意見**」を例示の**最後尾から冒頭に移動**

法律行為の取消しの意義

☆本人に不利益もしくはは不当な法律行為の解消

◎判断能力不十分性のみを要件とすることの不要性

◎**状況的脆弱性**の重要な考慮要素としての判断能力不十分性
☞属人的カテゴライズによる**プラス α の保護**（予防的保護策）の必要性？

◎必要性要件の付加による開始要件の**社会モデル化**

II. 任意後見制度の改正

法定後見との併存の許容

①任意後見人がいる場合の補助人選任

👉 既存の任意後見契約は終了しない

②補助人がいる場合の任意後見の開始

👉 補助は終了しない（補助開始の審判を取り消さない）

③補助の併存による取消権型保護の導入

👉 消費者被害の高リスク者事案での活用可能性

👉 任意後見人が補助人を兼ねることも当然に可能

裁判所直接監督型の導入

【原則】

- 👉 任意後見監督人の選任（現行法と同じ）
- 👉 監督人選任の考慮事由としての**本人の意見**の明示
契約締結時の公証人への申述内容を含む

【例外】 明らかに必要がない場合

- 👉 家庭裁判所による直接監督
- 👉 **効力発生** = 任意後見監督人の選任⇒**任意後見開始の審判**

契約内容の柔軟な変更の保障

①任意後見契約の**変更**の明文化（任契案3条）

②任意後見契約の**一部解除**の容認（任契案13条）

予備的な任意後見受任者

☆不開始の合意による予備的任意後見人制度

- ①複数の任意後見契約を締結する
- ②劣後する契約に不開始の合意の特約を付加する
 - 👉 不開始の合意は公正証書による
- ③任意後見開始の審判の障害事由の追加
 - 👉 優先する契約の受任者が死亡等により欠ける状態となっていない限り、不開始の合意のある契約を発効できない

III. 社会福祉法改正との 一体的改革

中核機関の法定化 ①名称と位置づけ

☆権利擁護支援推進センター〔仮〕

👉地域の権利擁護支援に関する相談支援等の中核機関

👉市町村が基本的な設置主体（広域設置も可）

* 地域連携ネットワークの3機能の市町村の努力義務化

👉職員（職員であった者を含む）への**守秘義務**の賦課

中核機関の法定化 ②家裁との連携強化

☆市町村に対する意見照会の仕組みの整備

- 👉 **家庭裁判所からの意見照会**への対応
- 👉 **職員**（職員であった者を含む）への**守秘義務**
- 👉 **司法と行政の情報共有**の**基盤**の**確立**

- 👉 **市町村長その他適当な者**への**意見の聴取**（家審案120条3項）
 - ◎ **その他適当な者** = **権利擁護支援推進センター**
 - ◎ **補助人への同意権・代理権の付与と取消し**
 - ◎ **特定補助人の選任**
 - ◎ **補助人の選任・解任**

新しい第二種社会福祉事業 ①対象行為

☆ 現行の日常生活自立支援事業の拡充

👉 いわゆる「新日自」の導入

① 日常生活支援⇒現行制度の支援対象

② 入院・入所等の手続支援

③ 死後事務の支援

} 新規事業

* ①に加えて少なくとも②・③のいずれかを実施

新しい第二種社会福祉事業 ②対象者

☆対象者の拡大

①判断能力が不十分な者

👉 現行制度の対象者

②頼れる身寄りがいない者

👉 身寄りなし問題への対応のための拡大対象

* 形式上は①②ともすべてのサービスを利用可能

新しい第二種社会福祉事業 ③事業主体

☆事業主体の拡大可能性

①都道府県社協・指定都市社協

👉 現行制度の現実の事業主体

👉 契約締結審査会・運営適正化委員会等のセーフガード機能

②民間事業者

👉 高齢者等終身サポート事業の消費者問題性

👉 届出制によるセーフガードの担保に関する検証の必要性

地域の社会福祉のしくみとの協働に向けて

① 安心かつ簡易な金銭管理の仕組みの導入

- 👉 「**終われる後見**」を確実に保障する体制の構築
- 👉 法制審部会の当初想定とのギャップ解消の必要性
- 👉 モデル事業の法制化

② 新日常生活自立支援事業の適正な運用の確保

- 👉 契約内容の複雑化と利用者像の拡大への対応
- 👉 民間事業者の本格参入に備えたセーフガードの確立